

サービス名称	型 名
プログラム・プロダクト 設計/適用支援サービス	SV1A***J**

1. サービスの実施

乙は甲に対し、第4項記載のサービス（以下「本サービス」という）を実施します。なお、本サービスを、本サービス仕様書の他、添付設計/適用支援サービスの受託条件明細（以下「受託条件明細」という）記載の内容に従い実施します。

2. サービスの対象製品

本サービスの対象製品は、乙が販売するプログラム・プロダクト（型名がAで始まるもの）のうち、受託条件明細記載のものとしします。

3. サービス実施の前提条件

甲は、対象製品について、使用許諾の権限を有する者から使用許諾を受けていることを、乙に対して保証するものとしします。

4. サービスの内容

乙は、甲に対し、甲が主体となって実施する対象製品の導入に係わる業務運用設計について、以下の内容および受託条件明細に従い、必要な支援を行います。

- (1) 甲に対し対象製品の機能概要等の説明を行います。
- (2) 甲における受託条件明細記載の現状の対象業務（以下「対象業務」という）に対する甲の要望をヒアリングします。
- (3) 前号のヒアリング結果に基づき、受託条件明細記載の対象システム（以下「対象システム」という）に対象製品を適用するにあたって甲が行う次の内容の作業に対し、必要な支援を行います。
  - a. 対象製品において甲が使用する機能の特定
  - b. 対象製品に対する機能追加、変更の内容の特定
  - c. 対象製品適用後の甲の対象業務の業務運用手順の検討

5. サービスの終了

甲は、乙が本サービスに係る作業を終了した場合には、すみやかに当該作業の内容を確認するものとしします。なお、乙が、当該確認をもって乙所定の「実施完了報告書」を甲に提出することにより、本サービスの実施が終了したものとしします。

6. 知的財産権の帰属

乙が本サービス実施の過程で甲に提供した資料、プログラム等（以下「提出物件」という）の著作権は、乙に帰属するものとししますが、甲は、当該提出物件を甲の社内において、対象製品の利用に必要な範囲で自由に複製・改変して使用できるものとしします。

7. その他

- (1) 甲および乙は、本サービスに関する相手からの要望、指示等の受理、相手方への依頼等を行う場合、受託条件明細で定めたそれぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとしします。また、本サービスに関する契約内容および契約金額の変更等についても、それぞれの主任担当者を通じてのみ行うものとしします。
- (2) 甲および乙は、受託条件明細に記載する内容を追加または変更を希望する場合には、相手方にその内容を書面で通知するものとし、甲乙間で別途協議のうえで、追加または変更契約を締結するものとしします。なお、乙は、当該追加または変更契約の締結完了前に、追加または変更された乙の作業に着手する義務を負わないものとしします

以 上